

2019 年度第 1 回食品表示セミナー 質疑応答

質問

数年前に起きた中国産の冷凍餃子の事件について、当該事件はどのような経緯だったのか。また、検査は実施していなかったのか。

回答

食品を輸入する際、輸入者はその都度食品等輸入届出を検疫所へ提出します。検疫所はその全てを審査し、検査の必要なものは命令検査、指導検査、モニタリング検査と必要に応じて強弱をつけて検査を実施しています。リコールなどで食中毒、異物混入等の情報や事件性のあるものについては情報を入手次第対応しています。その対応については、健康被害等の内容に応じ安全が確認されるまでは届出済証発行はされませんし、状況によっては安全と確認した届出であってもモニタリングの検査率を 30%、100%と検査頻度を引き上げて確認しています。

中国産の冷凍餃子の事件当時に関しても、厚生労働省としては、関係機関と連携し、被害の拡大防止、原因の究明及び再発の防止について、全力で取り組んできました。その後、現地製造工場の作業員による有機リン系殺虫剤の意図的混入という特異的な刑事事件であることが判明しましたが、平成 22 年より日中食品安全推進イニシアチブにより、適宜、閣僚級及び実務者レベルにて安全協議を開催しており、加工食品に係る有機リン系検査等も行われます。

質問

購入した梅干しの原産国が中国だったのだが、塩漬したのが中国なのか日本なのかが不明。

回答

輸入者として日本の事業者が表示されていれば、中国で製造された製品ということになり、製造者として日本の事業者が表示されていれば、日本で製造された製品ということになります。